



県章

# 山形県公報

平成28年4月8日(金)

第2737号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……510
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……511
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……512
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業政策課) ……同
- 同……………(同) ……514
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……515
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……516
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……517
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 眺望景観資産の指定……………(県土利用政策課) ……518
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……519
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……520
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……521
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見……………(商業・県産品振興課) ……同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第395号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社スマートライフ	スマート倶楽部 米沢市駅前一丁目1番110号	通 所 介 護	平成28. 3. 29

### 山形県告示第396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社スマートライフ	スマート倶楽部 米沢市駅前一丁目1番110号	介護予防通所介護	平成28. 3. 29

### 山形県告示第397号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人一歩 鶴岡市青柳町42番32号	多機能型事業所いちほ 鶴岡市青柳町42番32号	就労継続支援（B型）	14名	平成28. 3. 28

### 山形県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
岡 部 歯 科 診 療 所	鶴岡市本町三丁目13番23号	平成28. 1. 1
ア イ 調 剤 薬 局	山形市桜町二丁目6番14号	同 2. 1

**山形県告示第399号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
岡 部 歯 科 診 療 所	鶴岡市本町三丁目13番23号	平成27. 12. 31
ア イ 調 剤 薬 局	山形市桜町二丁目6番14号	平成28. 1. 31

**山形県告示第400号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
老人保健施設明日葉	介護予防訪問リハビリテーション	酒田市曙町二丁目18番地の6	平成28. 3. 14

**山形県告示第401号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 ぷちハウスなごみ  
 米沢市通町一丁目1番117-10号
- 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市泉町二丁目1番6号	米沢市通町一丁目1番117-10号	平成28. 1. 1

## 山形県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
白 坂 幸 一 郎	ほづみ接骨院	山形市穂積68番7号	平成28. 2. 5
森 谷 政 紀	もりや接骨院	山形市大字青柳1688番地3	同 3.16
森 谷 政 紀	ほづみ接骨院	山形市穂積68番7号	同

## 山形県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
高橋 聖秀  
新庄市堀端町6番4号
- 変更の内容

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
新庄市堀端町7番28号	新庄市堀端町6番4号	平成27. 6. 19

## 山形県告示第404号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検 査 対 象 特 定 計 量 器	検 査 期 日		検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
東 根 市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	平成28年6月1日	午前10時から 午前11時30分まで	小 田 島 公 民 館	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後1時から 午後2時30分まで	大 富 公 民 館	
		同 月2日	午前10時から 午前11時30分まで	東 郷 公 民 館	

天童市	同	午後1時から 午後3時まで	神 町 公 民 館	
	同 月3日	午前10時から 午後3時まで		
	同 月6日	午前10時から 午後3時まで	東 根 市 役 所 ( 北 側 車 庫 )	
	同 月8日	午前10時から 午前11時30分まで	千 布 公 民 館	
	同	午後1時から 午後2時30分まで	山 口 公 民 館	
	同 月9日	午前10時から 午前11時30分まで	高 揃 公 民 館	
	同	午後1時から 午後3時まで	天童市農業センター	
	同 月10日	午前9時30分から 午後3時まで		
	尾花沢市	同 月15日	午前10時30分から 午後3時まで	尾花沢市役所車庫
		同 月16日		
同 月17日				
新庄市	同 月22日	午前10時30分から 午後3時まで	新庄市上下水道庁舎	
	同 月23日			
	同 月24日			
鶴岡市	同 年7月4日	午前10時30分から 午前11時30分まで	由良コミュニティセン ター	
	同	午後1時から 午後2時まで	加茂コミュニティセン ター	
	同	午後3時から 午後4時まで	湯野浜コミュニティセ ンター	
	同 月5日	午前9時30分から 正午まで	鶴岡市農村センター	
	同	午後1時30分から 午後4時まで	出羽商工会大山支所	
	同 月6日	午前9時30分から 午後4時まで	鶴岡市役所車庫棟	
	同 月7日	午前9時30分から 午後4時まで		
	同 月8日	午前9時30分から 午後3時まで		
	同 月11日	午前10時30分から 午後4時まで		
	同 月12日	午前9時30分から 午後3時まで		

金山町	同	月19日	午前10時30分から 午後2時30分まで	金山町役場
最上町	同	月20日	午前10時30分から 午後2時30分まで	最上町産業振興センター
舟形町	同	月21日	午前10時30分から 午後2時30分まで	舟形町役場
真室川町	同	月22日	午前10時30分から 午後2時30分まで	真室川町中央公民館
大蔵村	同	月25日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館
鮭川村	同	月26日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鮭川村役場
戸沢村	同	月27日	午前10時30分から 午後2時30分まで	戸沢村役場
村山市	同	年8月3日	午前10時から 午前11時30分まで	袖崎地域市民センター
	同		午後1時から 午後2時30分まで	大高根地域市民センター
	同	月4日	午前10時から 午前11時30分まで	勤労青少年ホーム
	同		午後1時から 午後3時まで	村山市役所 (西側車庫)
	同	月5日	午前10時から 午後3時まで	
庄内町	同	月8日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町役場立川支所
	同	月9日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町余目第二公民館
三川町	同	月25日	午前10時30分から 午後2時30分まで	三川町役場車庫
大石田町	同	年9月9日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大石田町役場車庫
鶴岡市	同	月20日	午前11時から 午後2時30分まで	羽黒体育センター
	同	月21日	午前11時から 午後2時30分まで	藤島地域スクールバス車庫
	同	月23日	午前11時から 午後2時30分まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫
	同	月26日	午前11時から 午後2時30分まで	朝日庁舎
	同	月27日	午後1時から 午後4時まで	鼠ヶ関公民館
	同	月28日	午前9時30分から 午後2時30分まで	温海庁舎

山形県告示第405号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期 日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
鶴岡市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	平成28年6月1日から 同 年12月22日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の 所在場所又は指定定期 検査機関が指定する場 所	一般社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				
大石田町				
金山町				
最上町				
舟形町				
真室川町				
大蔵村				
鮭川村				
戸沢村				
三川町				
庄内町				

**山形県告示第406号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.60%」を「年0.75%」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年3月18日から適用する。
- 平成28年3月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第407号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年3月18日から適用する。
- 2 平成28年3月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第408号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
- 3 認可年月日  
平成28年3月30日

**山形県告示第409号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡西川町大字海味1343番地の4
- 3 認可年月日  
平成28年3月30日

**山形県告示第410号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年4月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番14から 同 826番1まで	旧	64.0メートル } 57.0	60メートル
同 上	新	60.0メートル } 55.4	同 上

**山形県告示第411号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年4月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字沼山字林中827番13から 同 まで	旧	25.6メートル } 17.0	50メートル
同 上	新	28.4メートル } 23.2	同 上

**山形県告示第412号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年4月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番14から  
同 826番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月8日

**山形県告示第413号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年4月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字林中827番13から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月8日

**山形県告示第414号**

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成28年3月18日
- 2 名称  
御成山公園からの米沢盆地とそれを取りまく山々の眺め
- 3 視点  
北緯37度54分24秒、東経140度4分31秒（御成山公園）
- 4 主たる対象物  
米沢市街地及び米沢盆地とそれらを取りまく山々

**山形県告示第415号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三度川	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢－2	別紙図面のとおり	土石流
大熊ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
西向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒敷	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第416号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡堂川2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第417号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三度川	別紙図面のとおりに	土石流
上ノ代沢－2	別紙図面のとおりに	土石流
大熊ノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
西向	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
荒敷	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第418号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡堂川2	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上市市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第419号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三度川	別紙図面のとおりに	土石流
上ノ代沢－2	別紙図面のとおりに	土石流
大熊ノ沢	別紙図面のとおりに	土石流

西向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒敷	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡堂川2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三度川	別紙図面のとおり	土石流
上ノ代沢ー2	別紙図面のとおり	土石流
大熊ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
西向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒敷	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第422号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡堂川2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上市市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第423号

次の開発行為は、完了した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成27年9月29日 指令村総建第81号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字寒河江字内の袋34番5、35番、36番、37番、38番、39番、40番、41番及び42番、字寺山乙1090番、字内の袋42番地先道路及び水路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市本町一丁目9番17号 チェリー不動産株式会社

#### 山形県告示第424号

次の開発行為は、完了した。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年3月11日 指令村総建第172号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡河北町谷地字砂田128番1、128番3、129番1、129番2、130番、131番、132番1及び132番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
天童市東久野本一丁目1番12号 株式会社須藤不動産

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長井市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに長井市役所において平成28年5月8日まで縦覧に供する。

平成28年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ長井店  
長井市館町北6番地6外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成27年11月13日
- 3 意見の概要  
出店予定地付近は長井小学校の児童の通学路になっており、登下校時間と店舗営業時間が重なるため、特に出入口付近での歩行者の交通安全の確保に十分配慮すること。  
また、敷地北側には児童センター及び市民プールが隣接しており、これらを利用する子どもの通行が多い地域

であるため、歩行者等の交通安全の確保に十分配慮すること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28. 3. 31	号外(6)	11	下から1	法律第 号	法律第13号